

ふるさと体験農園の入園に際して（入園条件）

※ 入園に際しては、下記事項を遵守してください。

01. 耕作する区画は指定された区画内です。農作物等の栽培以外に使用することはできません。なお、**樹木の植え付けは根を張る等の理由により禁止しております。**
02. 区画（農園）の中に**工作物等の設置はしないでください。**
03. 農園の利用期間は、入園区画の指定を受けた日から同年度末の3月31日までとします。
04. 入園者は、農園入園に伴う地上権、小作権その他一切の権利は有しません。
05. 入園者本人又は家族で農園の管理・耕作を行ってください。第三者に使用させることはできません。
06. **入園者は、入園区画及び周辺通路の除草を行うなど、農園の清潔保持のため相互に協力してください。**
07. もし、契約者が病気や転居、その他の事由により耕作ができなくなった場合、速やかに 筑後市 農政課（電話 0942-65-7026）に届け出てください。
08. 天災、盗難、病虫害等による農作物、その他への損害に対しての補償はいたしません。
09. 農機具等を使用する場合、他の入園者に対して十分の注意を払い、事故防止に努めてください。
10. 備え付けの農具は、使った後汚れをきれいに落とすなど大切に使用してください。農具や倉庫が破損した場合は速やかに市農政課に届け出てください。
11. 各農園に設置されている手洗い場で農機具等についた土を洗い流すのは、管を詰まらせる原因となりますので、おやめください。
12. 路上駐車による交通及び付近の農業者の妨げにならないようにしてください。
13. 管理状況が著しく悪い場合及び他の入園者や付近の住民の迷惑になるような行為をした場合は、入園契約を解除することがあります。
14. **ごみ、収穫後の作物の残さを、空いている区画や付近に投棄しないでください。それらのものは、契約者ご自身が責任をもって処分してください。特にビニールひもやマルチ資材、肥料袋等は各自お持ち帰りください。**
15. 現在お使いの区画を優先的に契約更新できる期間は、**初回5年間**となっています。**2回目以降の契約では、3年間**となっていますので、計画的な栽培をお願いします。
16. 入園期間内に収穫できるよう計画的に栽培してください。契約を終えられる際には、元の状態に戻して返還してください。
17. その他、農園の入園に際しては、開設者である市の指示に従ってください。
18. 入園者は、法律により営利を目的とした農作物の栽培はできません。